

令和7年5月19日

魚沼市議会議長 森島 守人 様

総務委員会

委員長 遠藤 徳一

総務委員会調査報告書

本委員会は、所管事務について下記のとおり調査したので、魚沼市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

- 1 調査事件名 (1) 気化熱冷風機購入の契約締結について
(2) 25m屈折はしご付消防自動車購入の契約締結について
(3) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
(4) その他

- 2 調査の経過 5月19日に委員会を開催し、上記事件について調査した。
気化熱冷風機購入の契約締結について及び25m屈折はしご付消防自動車購入の契約締結について、執行部から説明を受け質疑を行った。
市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて、協議した。
その他で、特定空家の取扱いについて、ふるさと結寄附金の令和6年度実績について、これまでに実施した合併特例債充当事業について、公共施設等適正管理推進事業債について、未利用・遊休状態にある市有施設の効果的な処分方法について(建物付き土地の処分等)、本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて、下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過と今後の取扱いについて、大雪対応の総括について、令和7年度総合防災訓練の実施について、宇津野地内における建物火災について及び移動期日前投票所の試行について、執行部から説明を受け質疑を行った。

総務委員会会議録

1 調査事件

- (1) 気化熱冷風機購入の契約締結について
- (2) 25m屈折はしご付消防自動車購入の契約締結について
- (3) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて
- (4) その他
 - ①特定空家の取扱いについて
 - ②ふるさと結寄附金の令和6年度実績について
 - ③これまでに実施した合併特例債充当事業について
 - ④公共施設等適正管理推進事業債について
 - ⑤未利用・遊休状態にある市有施設の効果的な処分方法について（建物付き土地の処分等）
 - ⑥本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて
 - ⑦下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過と今後の取扱いについて
 - ⑧大雪対応の総括について
 - ⑨令和7年度総合防災訓練の実施について
 - ⑩宇津野地内における建物火災について
 - ⑪移動期日前投票所の試行について

2 日 時 令和7年5月19日 午前10時

3 場 所 本庁舎3階 委員会室

4 出席委員 佐藤達雄、大桃俊彦、富永三千敏、遠藤徳一、志田 貢、森島守人

5 欠席委員 なし

6 説明員 桑原総務政策部長、桑原消防長、吉田総務政策部副部長、水落財務課長、
斉藤管財課長、佐藤防災安全課長、脇本総務課長、
浅井選挙管理委員会書記長

7 書 記 坂大議会事務局長、星係長

8 経 過

開 会 (10:00)

遠藤委員長 定足数に達しておりますので、ただいまから総務委員会を開会いたします。7月2日の任期満了前ということで、最後の委員会になろうかと思っております。そして5月27日

には臨時会を迎えてということで、それに関係する議案の提案も含まれておりますので、慎重な御審議をお願いしたいと思っております。また、委員各位におかれましては、後援会活動等を含め大変多忙な時期を迎えておられるかと思えます。体に留意をしながら活動していただけたらと思っております。

それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は配付のとおりであります。

(1) 気化熱冷風機購入の契約締結について

遠藤委員長 日程第1、気化熱冷風機購入の契約締結についてを議題といたします。ここで、委員長を交代いたします。

富永副委員長 それでは、委員会条例第12条により私が委員長の職務を行います。本件は、委員会条例第18条の規定により、遠藤徳一委員の退席を求めます。

〔遠藤委員退席〕

富永副委員長 それでは執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、気化熱冷風機購入の契約締結につきまして御説明申し上げます。本件につきましては、取得する財産の予定価格が2,000万円以上であることから、地方自治法第96条第1項第8号及び魚沼市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求める事案に該当するため、次の議会本会議に提案させていただきたいとするものでございます。なお、今回購入したいとする気化熱冷風機につきましては、昨年12月定例会におきまして、令和6年度一般会計補正予算第6号で計上し議決をいただいたものでございまして、財源に国の補正予算で措置をいただきました新しい地域経済生活環境創生交付金、こちらを充てることとして令和7年度への繰越明許費を設定して執行することとしたものでございます。

資料につきましては、防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、内容につきまして私から説明をさせていただきたいと思えます。(資料「気化熱冷風機購入の契約締結について」により説明)

富永副委員長 これから質疑を行います。本件は臨時会で提案予定でありますので、お含みいただいた上で質疑をお願いいたします。質疑はございませんか。

佐藤委員 気化熱の冷風機ということなんですけれども、水道水を使用するということで小型では貯水容量60リットル、中型ですと174リットル以上ということなんですけれども、水道に直結するということですが、この冷却水の使用量というのは大体どの程度になるんでしょうか。例えば毎時間ですとか。

桑原総務政策部長 こちらについては水道に直結するということではなくて、タンクの中に水を入れて、それでフィルターを湿らせて、そこに風を送る方式ですので、水の使用量というところはございません。

佐藤委員 それから、避難施設の冷風機を購入ということなんですけれども、各学校に4台または2台と導入されますけれども、こちらは常時ふだんの体育の時間ですとか、そういったところに並行して使用するということがよろしいのでしょうか。

桑原総務政策部長 委員お見込みのとおりでございます。

富永副委員長 ほかに質疑はありませんか。

森島委員 休憩中をお願いします。

富永副委員長 それでは休憩いたします。

休 憩 (10:10)

(休憩中、意見交換)

再 開 (10:12)

富永副委員長 休憩を解き会議を再開いたします。そのほか質疑はございませんか。(なし) ないようですのでこれで質疑を終結いたします。本件については以上としたいと思います。異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。そのように決定をいたしました。

ここで遠藤徳一委員の入場を認めます。

[遠藤委員入場]

富永副委員長 ここで委員長を交代いたします。

(2) 25m屈折はしご付消防自動車購入の契約締結について

遠藤委員長 それでは日程第2、25m屈折はしご付消防自動車購入の契約締結についてを議題といたします。執行部に説明を求めます。

桑原消防長 それでは、25メートル屈折はしご付消防自動車契約締結について御説明いたします。本案は、議会の議決を要する契約予定価格が2,000万円以上の物品購入の契約条件に該当するもので、議会本会議の提案日即決としていただくための事前説明となります。内容についてであります。消防本部に整備しているはしご車を老朽化により部品調達及びメンテナンスが困難となっていることから更新するものです。本案については、メーカー調査により単年度事業では納期が間に合わないことから、令和7年度第1回定例会において議決をいただき、債務負担行為により今年度契約を交わし来年度の整備を予定しているものです。(資料「25m屈折はしご付消防車購入の契約締結について」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。こちら5月27日の臨時会で提案予定でありますので、お含みいただいた上で質疑をお願いしたいと思います。質疑はありますか。

佐藤委員 このはしご車は老朽化により更新することなんですけど、一般的な耐用年数はあるんでしょうか。

桑原消防長 耐用年数というのは特に決まってないんですけど、メーカーのほうでは15年から20年ぐらいと言われてます。

佐藤委員 それでは、今回更新予定のはしご車は何年使用になるんでしょうか。

桑原消防長 現行のはしご車は22年、購入から経過しております。

佐藤委員 この残存車については売却ということになると思うんですけども、これは残存価額ですとかそういったところはあるんでしょうか。

桑原消防長 予定といたしましては、公売によって処理したいと思っておりますので、その金額設定については、その時点で業者の方と確認しながら金額は正式に決まると思います。

遠藤委員長 ほかにございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結い

たします。本件につきましてですが、5月27日に本会議において決定するということがありますので、以上とさせていただきたいと思いますが異議ございませんか。(異議なし) それでは、本件について以上といたします。

(3) 市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについて

遠藤委員長 日程第3、市民の声を聞く会での意見・要望事項の取扱いについてを議題といたします。5月2日に開催されました令和7年度第1回市民の声を聞く会(議会報告会)の意見交換会等の中で出された意見、要望事項を、広報広聴特別委員会でまとめたものが資料として皆さんに提示をさせていただいております。この取扱いについて、委員会で協議をするよう依頼を受けました。総務委員会所管のものは、2番目の魚沼市集会施設建設費等補助金交付要綱と4番目の人権問題(ハラスメント)についてになります。

それでは、委員会としての取扱いについて協議をいたします。これより休憩いたしますので、忌憚のない意見交換をお願いいたします。

それでは、しばらく休憩といたします。

休 憩 (10:18)

(休憩中、意見交換)

再 開 (10:21)

遠藤委員長 休憩を解き会議を再開いたします。

市民の声を聞く会での意見、要望につきましては、委員会といたしましては改選後の総務委員会の中でも課題として取り上げていくということで決定をいたしました。これで異議ございませんか。(異議なし) 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。本件については以上といたします。

(4) その他

①特定空家の取扱いについて

遠藤委員長 日程第4、その他を議題といたします。①特定空家の取扱いについて、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、私から特定空家の取扱いについて報告をさせていただきます。大きく2点になりますけれども、1つ目が昨年行政代執行を行いました今泉地内特定空家のその後の進捗状況、それと今冬の大雪対応を行う中で今後対応を要する新たな空き家の取扱いについて報告をさせていただきたいと思います。(資料「特定空家の取扱いについて」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はありますか。(なし) ないようであります。本件につきまして空き家対策ということでは、この委員会において調査をしていくべきものと考えております。本件について引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

②ふるさと結寄附金の令和6年度実績について

遠藤委員長 次に、②ふるさと結寄附金の令和6年度実績について、執行部に説明を求めます。

吉田総務政策部副部長 それでは、ふるさと結寄附金の令和6年度実績について、私から説明をさせていただきます。(資料「ふるさと結寄附金実績」により説明)

資料で令和6年度の寄附金額につきましては35億4,305万5,200円ということで、対前年比126.4%と過去最高を更新しましたので報告いたします。しかしながら、こちらの月別の表で見ていただくと分かるんですけども、昨今の米の在庫不足によりまして、本市におきましても事業者のほうで12月中に在庫がなくなる事業者が多く発生したことから、寄附額の1月、2月、3月を見ていただきますと、対前年比、かなり寄附金額は落ち込んでいるような状況であります。この流れは今年度も続いておりまして、新米が収穫されるこの秋までは寄附金額というのは非常に厳しい状況になるものと想定をしております。この新米以降、しっかりと寄附をいただけるように、また新規返礼品として出せる事業者の開拓も併せて行う中で、新米がとれた後の対応、寄附金の増額に向けてはしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

その中で、先月の25日に返礼品であります米の一部発送不能の件について、議会の皆様方に説明をさせていただいたところでもありますけれども、その後の問い合わせの状況について、口頭ですが報告をさせていただきます。問合せ件数につきましては5件、電話が1件、メールが4件になります。内容につきましては、苦情等が2件、配送時期等の確認が3件で、いずれも4月中に問合せがあったものになります。5月以降、問合せは1件もまだございませんが、今後予定されているお米の発送時期が今来ておりますので、その米が届かなくなった段階でもしかしたら問合せ等があるかもしれません。問合せがあった場合には丁寧な対応と、また納得いただけるようにしっかりと説明はしてまいりたいと考えております。

遠藤委員長 それでは、これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 ふるさと結寄附金につきましては、令和6年度は5年度より7億円増えまして35億円ということなんですけれども、この結寄附金は市のいろんな予算に活用できるという大きなメリットがあると思います。一方で、今回のような発送できないというリスクも含んでいると捉えています。市ではこういうメリットと、それに対してまた今後これをずっと続けていけるかどうかというところの問題もあるかと思っています。そういったリスクをどう捉えて、今後どんなふうに進めていく予定か、伺います。

吉田総務政策部副部長 リスクというよりは、今回の案件につきましてはやはり1年間で取れるお米、事業者で確保できるお米、その上限というのは決まっておりますので、その上限を基にしっかりと返礼品として提供できる在庫の管理をしっかりとやっていただく。やっていただければ問題はなかったわけですので、その部分については市及び事業者のほうで今後の対応として、また説明会を開催する中で事業者のしっかりとした理解のもと在庫設定というところをしっかりと取り扱うことで、リスクというのはなくなると考えております。

今後の展開としましては、このふるさと結寄附金についても、実際に未来永劫あるわけではないと考えておりますので、ただあるうちは貴重な財源になりますし、また多くの方から魚沼市のファンになっていただき魚沼市産品を知ってもらおう一つのきっかけでもありますので、そこはしっかり前向きに捉えた中で、この制度を活用できる間はしっかり最大限に活用した中で、市の財源確保に努めていきたいと考えております。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) それでは、これで質疑を終結いたします。この件につきましてもまだ問合せ等がある可能性があるということでありまして、また先ほど言いました米不足の要因が天災、不作等もあろうかと思えます。本件についても引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

③これまでに実施した合併特例債充当事業について

遠藤委員長　次に、③これまでに実施した合併特例債充当事業について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　市町村合併に対する国の優遇措置の一つとして設けられております旧合併特例法、こちらに基づく合併特例債につきまして、本市におきましてもこの合併特例債が使える措置期間の最終年度である令和6年度まで、それぞれ各種事業に充当させていただいたところでございます。この合併特例債につきましては充当率95%、それから元利償還金に対する交付税算入率が70%ということで大変有利な起債であるわけでございますが、これまでの20年間に発行した状況につきまして財務課長から説明をさせていただきます。

水落財務課長　それでは、私からこれまでに実施した合併特例債充当事業について説明をさせていただきます。(資料「これまでに実施した合併特例債充当事業について」により説明)

遠藤委員長　それではこれから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　合併特例債の建設事業分は分かるんですけども、基金分というのは合併特例の中でこういうふうに基金を積み立てることができるという、そういう条例なり約束になっているということなんでしょうか。

桑原総務政策部長　この合併特例債の使い道として国から示されている中では、新市建設計画に基づく事業、それからこの基金に積み立てて、その基金の運用益で行う事業ということで定められておりますので、そのルールに従って積立てたものでございます。

佐藤委員　それから、未償還残高のほうが116億円と大きな額になっておりますけれども、今後の償還予定はどんなふうになっているんでしょうか。

桑原総務政策部長　これについては借入れ条件に従いまして、それぞれ償還期限までに元利償還金の金額が決められておりますので、それに従って返済していくこととなります。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) それでは、これにつきましてはこのように回答が出ておりますので、本件については委員会として以上とさせていただきます。

④公共施設等適正管理推進事業債について

遠藤委員長　次に、④公共施設等適正管理推進事業債について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　こちらにつきましては、先日5月6日の日本経済新聞に掲載記事がござ

いましたけれども、国では施設の統廃合によりまして未利用状態、遊休状態となった公共施設を地方自治体が解体する場合の地方の財政負担に対する支援措置として、こちらの公共施設等適正管理推進事業債の制度内容を拡充する旨通知がございましたので、この制度概要について御説明をさせていただきます。

施設の統廃合に伴う解体事業に充てられる有利な起債といたしましては、先ほど説明いたしました合併特例債ですとか過疎対策事業債などがございます。合併特例債につきましては先ほど話にありましたように期間が終了したこと、また過疎対策事業債については全体枠が限られている中で活用を限定せざるを得ないなど解体に対する国の財政支援措置も期待できないとされている中で、今回の制度が示されたというものでございます。制度内容拡充部分に係る適用期間が令和8年度までとなっております、本市でこの制度を活用して期間内に解体できる施設があるのかどうかというような課題もございますが、このような制度が設けられたことについて御案内をさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、財務課長より説明をさせていただきます。

水落財務課長　それでは、私から公共施設等適正管理推進事業債について補足して説明をさせていただきます。この事業につきましては、令和4年度から令和8年度までを期限として利用することができるというものでございます。その対象事業が令和7年度から一部拡充されたということで、本日周知をさせていただきたいとするものです。（資料「公共施設等適正管理推進事業」、「公共施設等適正管理推進事業債（集約化・複合化事業）の拡充」により説明）

先ほど部長からも申し上げたとおり、本市におきましては、合併特例債、また過疎債を使ってそれぞれ公共施設の整備等を行っておりますが、今後もこういった起債等も活用する中で行財政運営を進めていくということで取り組んでまいりたいと考えております。

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員　先ほどありました留意事項の中で、「経過措置として令和6年度以前に集約化、複合化した施設については5年超過したのも対象とする」ということなんですけれども、そうしますと福祉センター等を解体して図書館、あるいは集会施設ということで、ここいらが運用開始になったわけですけども、こういったところに対しての補助というのはこちらのほうから何かいただける部分というのはあるのでしょうか。

桑原総務政策部長　これまでに解体した施設の財源については、それぞれそのときに合併特例債ですとか過疎対策事業債を充てておりますので、それについてはこれは充てられないということでございます。

佐藤委員　新たにこういったものがスタートするわけですけども、こういったものに対して現状で今あげられるような予定施設というのはあるのでしょうか。

桑原総務政策部長　こちらの条件に当てはまるものとしたしましては、入広瀬中学校が今のところ当てはまったりしますけれども、それについてやるべきかどうかというところの議論があるかと思っておりますので、そちらのほうはまた別のところで予算措置をしてからというところになるかと思っております。いずれにしても令和8年度までにこの結論を出さなければいけないということになりますし、当然事業についてもこの令和8年度までに行わなければならないといったところの条件がついておりますので、そこの部分はお含みおきをいただきたいと思います。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) ないようでありますので、これで質疑を終結いたします。令和7年、8年とわずかな期間ではありますけれども、対象物になるかどうかの調査も含めまして、委員会とすれば次期の委員会でも引き続きとさせていただきたいと思っておりますので、本件については引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑤未利用・遊休状態にある市有施設の効果的な処分方法について（建物付き土地の処分等）

遠藤委員長　次に、⑤未利用・遊休状態にある市有施設の効果的な処分方法について（建物付き土地の処分等）について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　本件につきましては先ほどの案件とも関連いたしますけれども、本市では公共施設の統廃合によりまして使わなくなった施設の解体をこれまで進めてまいりました。その中でも依然として解体しないまま残っている箱物施設が市内に存在をしております。今後、耐用年数の到来ですとか利用者の減少などで解体を計画する場合にあっても、解体工事費の高騰によりまして対応する財政負担も考慮する中で、解体したくても解体できない、そういった施設が増えてくることが見込まれるところでもございます。そうなりますと、未利用であるにもかかわらず維持保全のために費用をかけ続けなければならないといった財政面での課題ですとか、あと放置した場合には周辺環境の悪化などが懸念されるということもございます。また、用途廃止した施設を公売する際にも、これまで予定価格の設定額がネックとなりまして、売却が成立する事例というのは建物に限ってはほとんどないといったような状況でございます。

このため、市が遊休状態で管理する土地及び建物付きの土地につきまして、現状渡しの状態で公売が成立しやすくなるように、また将来的な財政負担の軽減に向けて、このたび予定価格の段階的引下げや入札参加要件の拡充などのルールを定めた財産処分実施要綱をこのたび制定をいたしましたので、資料に基づき管財課長から説明をさせていただきたいと思っております。

斉藤管財課長　未利用・遊休状態にある市有施設の効果的な処分方法について説明いたします。(資料「未利用・遊休状態にある市有施設の効果的な処分方法について（建物付き土地の処分等）」により説明)

遠藤委員長　これから質疑を行います。質疑はございませんか。

森島委員　この要綱を作るに当たりまして、どういうところを参考にしてこれを作成したのですか。

桑原総務政策部長　特に要綱の条文について参考にした自治体というのはなかったんですけども、よその自治体でこのように予定価格を下げて公売にかけているという例はございましたので、そこの実施方法を見ながら中で検討させていただいたということでございます。

森島委員　13ページに「転売を目的として財産を取得する者でないこと。ただし、」というただし書があるんですけども、手順もいろいろあると先ほども説明があったんですけども、不動産業者が他国の人にも売るといようなことも考えられるんですけど、その辺は規制

はないんですか。

桑原総務政策部長　その辺は規定を特に定めておりません。そもそもここで転売を目的として財産を取得するものでないこととして、一次的に市が譲渡する相手方にこれを目的とするところを規定しているだけであって、不動産業がどちらに売ってもそれについてを規制するものではありません。ただ、実際にそうなった場合には、こちらから規制はしませんが趣旨の説明はしていきたいと思います。

森島委員　市内で該当するようなものはどのくらいの程度か、把握はしているんですか。

斉藤管財課長　現在市のホームページに出しております更地の売却なんですけれども、16件ございます。そのほかに各課が所管している物件等がございますので、それについてはこれから検討していくところになります。

遠藤委員長　ほかに質疑はございませんか。(なし) ないようですので、これで質疑を終結いたします。本件につきましては、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

ここでしばらくの間、休憩といたします。

休　　憩 (11:11)

再　　開 (11:20)

遠藤委員長　休憩を解き会議を再開いたします。

先ほどの5点目の質疑のやり取りの中では、市内に関連される個人、団体等もおられますので、会議録の精査につきましては委員長に一任をお願いしたいと思います。

⑥本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて

遠藤委員長　次に、⑥本庁舎脇県教職員住宅の取扱いについて、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長　それでは資料がございませんが、説明をさせていただきたいと思います。当該施設につきましては、もともとの用途が廃止されている状態で老朽化が進んでおりまして、こちらの目新しい庁舎の脇にあって景観があまりよくないような状態等の問題がございます。これまで県の管財課との間で処分について協議を進めてきたところでございます。協議の過程で、県からは売却価格として当初2,000万円を超える提示額だったところ、その後段階的に価格を引下げ、最終的には本市への無償譲渡という条件まで提示をされたところでございました。本市といたしましても、取得した場合における利活用について検討するとともに、仮に市が取得するというを前提に県が解体工事を行いその分を売却額に上乗せする方法等も含めまして、県と協議を進めてきたところでございましたが、最終的に県との調整が折り合わなかったということから、結果として市による当該施設の取得については見送るということといたしましたので、報告をさせていただきたいと思います。

詳細につきましては、管財課長から説明をさせていただきます。

斉藤管財課長　県教職員住宅について、県から財産譲渡を受けると仮定いたしまして、当該

建物が本庁舎に隣接することから第2庁舎のように活用する構想、具体的には会議室や倉庫、防災や職員の福利厚生などの利用方法を検討してまいりました。これまで市内部での協議及び県管財課との協議を行ってまいりましたが、既存建物を改修して活用する場合、大規模改修工事費及び耐震補強工事費がかかり、将来的には建物の解体工事費が必要となること、また工事に対する特定財源が見込めないことなど費用対効果の面から、会議室や倉庫の不足解消などの効果に比べ、財政負担が大きいと判断いたしまして、県教職員住宅については、県からの譲渡は受けない方針といたしました。説明は以上になります。

遠藤委員長　それでは報告でありますけれども、質疑があるようでしたら質疑を受けたいと思います。いかがですか。(なし) それでは、ないようでありますので質疑を終結いたします。この件につきましてはこういった結論が出ましたところでありますので、以上とさせていただきます。異議ございませんか。(異議なし) そのように決定いたしました。

⑦下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過と今後の取扱いについて

遠藤委員長　次に、⑦下島地内建物収去土地明渡し請求訴訟の経過と今後の取扱いについて、執行部から説明を求めます。

桑原総務政策部長　こちらにつきましても資料がございませんが、説明をさせていただきたいと思います。これまで総務委員会で経過を報告してきたところでございますが、去る2月26日の総務委員会での報告後に、本件につきまして裁判所の判決が下されましたので、この結果も含めた経過報告と今後の取扱いにつきまして、管財課長から説明をさせていただきます。

斉藤管財課長　下島地内の市の貸付地所有者不存在の住宅が残存している問題については、令和6年12月議会で訴訟提起の議決をいただき訴訟を進めてまいりました。令和7年2月12日に新潟地方裁判所長岡支部へ建物を収去して土地の明渡しを求める旨の訴訟を提起し、3月27日に市の主張を全面的に認める形で判決をいただきましたので御報告いたします。現在、強制執行の申立てを行っており、手続き完了後に建物のアスベスト調査、残置物の処分、建物の解体撤去を行う予定であります。

これまでの経過について、時系列にまとめましたので報告いたします。令和7年2月12日、新潟地方裁判所長岡支部へ訴訟提起。請求の要旨といたしましては、「①被告は原告に対し建物を収去して土地を明け渡す」、「②訴訟費用は被告の負担とする」、「③仮執行宣言」であります。

同年3月18日に、口頭弁論を終結いたしました。同じ月、3月27日に判決言い渡しがありまして、判決の要旨といたしましては、「①被告は原告に対し建物を収去して土地を明け渡す」、「②訴訟費用は被告の負担とする」、「③この判決は仮に執行することができる」といった内容でございます。

4月18日に、建物収去命令の申立てを行っております。債権者の申立てを受けた執行官は、建物を債務者の費用で収去することができるという内容です。

これからの予定ですが、5月中に強制執行の申立ての回答が裁判所から来るものと見込んでおります。

遠藤委員長　それでは説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はございませんか。(な

し)なければこれで質疑を終結いたします。この件につきましては、これからの部分もありますので引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑧大雪対応の総括について

遠藤委員長 次に、⑧大雪対応の総括について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 こちらにつきましては、3月21日の総務委員会におきまして2月上旬からの大雪対応などについて報告をしてきたところでございますが、その後の対応状況も含めた一連の経過につきまして防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 それでは、今部長から説明がありました前回の総務委員会後の変更点とございますか、その後の経過について説明させていただければと思います。資料を御覧いただきまして、赤字のところが変わったところになります。(資料「今冬の大雪に係る対応状況等について」により説明)

2月定例議会の一般質問にもありましたけれども、過去の積雪状況だけでなく、除雪体制等の状況を加味した積雪基準の設定をしてほしいということもございましたので、今後、県も基準の見直しを検討しているところでありますので、また実態に合った対応ができるよう県と協議をしていきたいと考えております。

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございますか。

森島委員 災害、例えば基幹林道の権現堂線、法面が崩れた等々があります。それで、市が管理をしている市道、あるいは林道、こういうものは全て把握はされているんですか。これからまたそういう部分は所管の中で出てくるのか、それだけ教えてください。

桑原総務政策部長 市道については把握はしておりますけれども、林道についてはまだ雪割りをしていないところもございまして、この後雪解けによって、例えば災害適用になる部分もあるかも分かりません。その場合については、それぞれの制度を使いながら、また復旧を進められるように取り組んでまいりたいと思っております。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員 災害救助法の適用の積雪深等については、市でも県や国の状況を見ながらまた検討したいということでありましたけれども、支援の対象なんですが従来は玄関の出入り口ですとか、そういったところに対して行うということかと思えます。今回のこの大雪の中ではかなり大変で、例えばプロパンガスですとか給湯器ですとか、そういったものが置いてあるところへの出入りが可能なようにしてもらおうことですとか、あるいは雪がたくさん積もって窓ガラスが割れてしまいかねないというような状況もあったかと思えます。そういったところに対しての、市の支援の幅を広げることも併せて検討していただきたいと考えますけれども、いかがでしょうか。

佐藤防災安全課長 今、委員がおっしゃられたプロパンガスのところとか、そういったことについては現在でもやっているところであります。ただ、この救助法の適用の対象というものが、あくまでも救助という緊急的な部分というところがございまして、そういったところの視点で言えば、一部限定される部分もあるのではないかと考えております。法適用するという部分での対象となる。

遠藤委員長 佐藤委員、これは軽度支援の関係とかの話でしたら所管が違いますけれども、それを踏まえての回答をいただきたいわけですか。うちの所管ではないですけども、ふだんの除雪体制は福祉のほうになります。救助体制の中でやるというのであれば、体制が出ないと使えない話になります。

佐藤委員 市の救助体制の中での支援の内容ということ、そのつもりなんですけども。

遠藤委員長 そうすると、佐藤防災安全課長の説明のとおりであります。では桑原総務政策部長。

桑原総務政策部長 補足をさせていただきたいと思いますが、今委員長がおっしゃったように、御質問の部分については軽度生活支援事業ですと確かに門払いと屋根雪除雪の部分になりますので、おっしゃる部分というところについては該当にはならないところでございます。そこについての質疑ということであれば、ここではちょっとお答えすることはできかねますのでよろしくお願ひしたいと思います。

佐藤委員 軽度支援の中でも先ほどのような件も検討していただきたいということもありましたので、それはまた別途、質疑をしたいと思います。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし)それではないようであります。今ほどの報告をもって本件については以上としたいと思います。改めまして今冬の大雪の犠牲になられた方、また建物等の被災に遭われた方にお見舞いを申し上げますとともに、この大雪に関して職員の皆様が真剣に動いていただいたことに委員会として感謝を申し上げて、以上とさせていただきます。大変どうも御苦勞様でございました。

⑨令和7年度総合防災訓練の実施について

遠藤委員長 次に、⑨令和7年度総合防災訓練の実施について、執行部に説明を求めます。

桑原総務政策部長 それでは、今年度予定をしております総合防災訓練につきまして、9月28日の午前中に須原小学校をメイン会場として巨大地震の発生を想定して実施をすることとさせていただきます。概要につきまして資料がございますので、資料を基に防災安全課長から説明をさせていただきます。

佐藤防災安全課長 私から説明をさせていただきます。日時につきましては今部長から説明があったとおりです。この総合防災訓練につきましてですけども、去年は20周年ということで、車中泊避難という形に変えさせてやらせていただいたところあります。今回は、令和5年度と同じような方式で総合防災訓練をやりたいと考えております。(資料「令和7年度魚沼市総合防災訓練概要」により説明)

遠藤委員長 それでは質疑を行います。質疑はございませんか。

佐藤委員 資料の5の(4)なんですけれども、職員の方のそれぞれの事務分掌に基づいた訓練ということなのですが、これは庁内での机上訓練的なものなんでしょうか。それとも何か、ある程度実際動きのあるような訓練になるんでしょうか。

佐藤防災安全課長 これにつきましては、各課から訓練の計画をしていただく予定ですので、課によっては当然現場に赴いて実際にその確認をしたりとかということにもなるので、単純な机上訓練というものではないと考えております。それから、課によっては住民からの訓練の報告とかを受けるという部署もありますので、そういったところでは住民と職員が

一緒にやるという部分も出てくるところもあります。

佐藤委員 それからも一つなんですけども、5番の訓練内容の(1)のほうで「今年度導入の市と地域との連絡のためのシステムを使った被災状況報告訓練」というものがあるんですが、これはどのような訓練になるのでしょうか。

佐藤防災安全課長 こちらにつきましては、今年度災害時の情報を一括に伝達するためのシステムの導入を予定しております。ここに書いてあるものについては各区長さんとの連絡手段を今考えておまして、各自治会で行った防災訓練の状況について報告をしていただく予定であります。このシステムについては今具体的な資料がないので説明できませんけれども、区長さんとの双方向での連絡を取り合えるようなシステムを想定しております。

遠藤委員長 ほかに質疑はございますか。(なし) ないようでありますので、本件につきましては引き続き調査することで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

⑩宇津野地内における建物火災について

遠藤委員長 次に、⑩宇津野地内における建物火災について、執行部に説明を求めます。

桑原消防長 それでは、宇津野地内における建物火災について説明いたします。去る4月24日に発生した宇津野地内の建物火災について、資料のとおり概要を説明させていただきます。(資料「宇津野地内における建物火災について(概要)」により説明)

遠藤委員長 これから質疑を行います。質疑はございますか。

森島委員 避難されてる方というのは、まだおられるんですか。どこに避難されていますか。

佐藤防災安全課長 避難されている方は、今佐梨川住宅に入居されております。

森島委員 何人ですか。

佐藤防災安全課長 人数については4人で入居されております。

遠藤委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐藤委員 狭い地域の中に消防車が8台駆けつけたということなんですけれども、狭い中で、消防用水が限られている中で効果的な消火活動というのは可能だったのでしょうか。

桑原消防長 今ほどの御質問ですけれども、消火活動についてですが、消防水利は御覧のとおり付近には防火水槽がありましたので、直近の水利ということで初動の活動には問題なかったです。

遠藤委員長 ほかにございませんか。(なし) これにつきましては消火活動上の問題もなかったということですので、報告を受けて以上としたいと思います、よろしいですか。(異議なし) それでは本件については以上といたします。

⑪移動期日前投票所の試行について

遠藤委員長 次に、⑪移動期日前投票所の試行について、執行部に説明を求めます。

浅井選挙管理委員会書記長 それでは、移動期日前投票所の試行について御説明いたします。こちらの試行につきましては、4月25日に総合計画策定調査特別委員会の後に御説明をいたしました。その時点では、試行の対象地区とした10地区の自治会長の意向確認を行って

いましたが、確認が終わりましたので、本日の説明資料につきましては4月25日の資料が変更となった箇所を赤字で表示をしております。(資料「令和7年執行選挙における移動期日前投票所の試行及び北部庁舎期日前投票所の見直しについて」により説明)

7月には参議院議員通常選挙の執行が予定されております。市議選での実績により、今回開設を希望しない5地区でも開設を希望するという事で、お話があれば対応をしたいと考えております。今回の移動期日前投票所の試行に当たり、移動が困難な方が一人でも多く投票できるように移動期日前投票所を開設する地区には、通常の広報のほかに地区内での回覧による周知をすることとしております。そのほか、タクシーによる投票所への移動支援、北部庁舎の期日前投票所の開設期間及び時間の変更については、4月25日の説明のとおりであります。

遠藤委員長　それでは質疑を行います。質疑はございませんか。(なし) 質疑がないようでありますので、質疑を終結いたします。本件につきましては、検証後の参議院議員選挙もあるということでもありますので、引き続き調査をすることで異議ございませんか。(異議なし) そのように決定をいたしました。

ほかに執行部から報告事項等がございますか。(なし) それでは委員の皆さんから執行部に対し御意見、協議事項等がございますでしょうか。(なし) ないようでありますので、本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議録の調製については委員長に一任をお願いいたします。本日の総務委員会はこれで閉会といたします。

閉　　会 (11:51)

総務委員会

委員長 遠藤 徳一